

令和3年度

— 第8回（定例・臨時） —

教育委員会議事録

開 会	令和3年10月15日 10時30分					
閉 会	令和3年10月15日 12時15分					
会議場所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	出	高本恭子	出	上野周真	欠
	伊藤忠通	出	田中郁子	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議 案 及 び 議 事 内 容

<p>次 第</p>	
<p>議決事項 1 奈良県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正について</p>	可 決
<p>議決事項 2 奈良県立高等学校総合寄宿舍条例の一部改正について</p>	可 決
<p>報告事項 1 高等学校廃止処分取消等請求事件の最高裁決定について</p>	承 認
<p>○吉田教育長 「花山院委員、高本委員、伊藤委員、田中委員おそろいですね。それでは、ただ今から、令和3年度第8回定例教育委員会を開催いたします。本日は、上野委員が欠席ですが、定足数を満たしており、委員会は成立しております。奈良県教育委員会会議傍聴規則第2条の規定に基づきまして、1名の方が傍聴券の交付を受けられています。」</p>	
<p>○吉田教育長 「議決事項1及び議決事項2については、12月定例県議会提案予定案件にかかる知事からの意見聴取に対する回答であり、意思形成過程であるため、当教育委員会においては非公開で審議すべきものと考えます。委員の皆様にお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長 「委員の皆様のご議決を得ましたので、本日の議決事項1及び議決事項2については、非公開で審議することとします。また、本日は議事進行の都合上、その他報告事項から開始したいと思います。」</p>	可 決
<p>○吉田教育長 「その他報告事項について、まずは1件目の県立高等学校適正化の推進に係る検証委員会の開催について、ご報告をお願いします。」</p> <p>○熊谷教育政策推進課長 「県立高等学校適正化の推進に係る検証委員会の開催について、ご報告します。第3回の会議を、8月25日13時30分より、奈良県文化会館の第1会議室において開催いたしました。当日は検証委員会委員4名全員のご出席をいただきました。また、会議は公開で行い、5名の傍聴者と報道関係2社が来られました。</p> <p>議事の内容については別紙のとおりです。まず、前回の委員会で重松委員長より『次回は少し柱立てをして、今日の話を整理していただき、もう少し、どういうところに課題があって、それをどう改善していったらいいのかということについて、議論を進めていきたい。』というご要望をいただいております。そこで、これまでの検証委員会でご意見をいただいた内容について、今回の検証の3つの視点『策定の時期・方法等について』、『教育環境整備について』、『高校教育改革について』を柱として分類した資料を準備いたしました。また、前回の委員会の中で、高等学校の施設設備に対する耐震化について、国庫補助はなかったのかというご質問をいただいておりますので、当時、公立小中学校の耐震化事業については、国庫補助があったが、公立高等学校には国庫補助はなく、地方負担の割合が大きくなっている旨の説明をいたしました。</p> <p>その後、前回までの検証委員会であまり意見が出されていなかった『高校教育改革について』また『教育環境整備について』の内容を中心に、資料に記載のようなご意見をいただきました。委員長のまとめとして、高校教育と教育環境の改革が再編をどう支えていくかが、より開かれた再編になるかどうかという問題に関わってくる、とのコメントをいただいております。</p> <p>なお、第4回は最後の検証委員会ですが、昨日、教育委員室で開催をいたしました。いただき</p>	

議案及び議事内容

たご意見を基に、今後報告書を作成していきたいと思っております。
以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「ここにいろいろなご意見が書いてありますが、検証委員会ではご意見を聞くだけですか。」

○吉田教育長 「この委員会は、ご意見を聴取する会です。」

○花山院委員 「ご意見をいただくわけですね。それに対して、回答する場ではないわけですね。」

○熊谷教育政策推進課長 「質問に対して、その場で答えさせていただける内容については、事務局から説明をさせていただいています。報告書については、検証委員会委員からいただいた意見を掲載し、検証する課題と、それを受けての対応策という形で、教育委員会としてまとめさせていただきたいと考えています。次回、10月26日の定例教育委員会で、教育委員の皆様、原案的なものをご覧いただき、ご意見をいただいた上で、その後の定例教育委員会に議案として出させていただきます、文教くらし委員会にも報告させていただければと考えています。」

○吉田教育長 「検証では、まず現状を書いて、それに対していただいたご意見を書いて、次に整理した課題を書いて、最終的には検証の結果をまとめます。その検証のまとめに対して、26日にご意見をいただき、最終的に検証報告書を教育委員会として作ります。」

○花山院委員 「それはよく分かりますが、これだけの意見が出ましたよということを私たちはこの会議で聞き、どのように検証結果に反映されるかということを理解しなければなりません。次のまとめの書類に検証委員会でいただいた意見の詳細が出ていないと、こういった意見に対して、どう答えたのかということが分からないと思います。」

○吉田教育長 「この意見もきちんと書きます。それを視点毎に分けて、課題に整理をします。」

○花山院委員 「課題に整理をするために、意見が書かれているなら問題ありません。個々の意見がもう少しブラッシュアップされていったときに、分かりにくくなると思いました。」

○吉田教育長 「その点は気を付けて行います。本日、第3回目の議事概要を報告してくれました。第4回目はどうですか。」

○熊谷教育政策推進課長 「はい、報告書の案という形で出させていただく予定です。」

○花山院委員 「第4回目の内容も案の中に入っている形ですね。」

○伊藤委員 「いろいろな意見に対しての対応を考えていただいているわけですね。」

○吉田教育長 「そうです。それを次回この場でご覧いただき、またご意見をいただきたいと思

議案及び議事内容

います。」

○伊藤委員 「分かりました。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、次に2件目の奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会の設置について、ご報告をお願いします。」

○山内学校教育課長 「奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会の設置について、ご報告します。委員について、本日時点と書かせてもらっています。内諾をいただいた方のリストをあげており、この委員の部分のみ調整中であることを前提でご覧ください。

この委員会の設置についてですが、6月、9月の定例県議会における文教くらし委員会で高等学校の入学者選抜について見直すべきという意見もあり、委員会を設置する旨の答弁をしています。スケジュールとしては、最終的には令和5年3月を目標に検討を進めていきたいと思っています。進め方は、中間取りまとめをいったん行い、県民の皆様、関係者の皆様からきちんと意見をいただいた上で、最終の取りまとめに向かいたいと考えております。委員には内諾をいただいている方々のお名前を連ねています。学識経験者として小松氏、赤沢氏、関係市町村の教育長、PTAの関係者等で構成して参りたいと考えています。参考として、これまでの入学者選抜の変遷を書かせていただいておりますが、例えば選抜の種類がこれまでも変遷しています。今後どうあるべきかも含めて、多角的に入学者選抜について検討したいと考えており、来月には第1回委員会を開催する方向で進めて参りたいと考えております。

以上です。」

○吉田教育長 「検討委員会の委員に、文教くらし委員会の委員長にも入っていただきたいと考えています。委員に入っていただく際には議会の手続が必要ですので、現時点の委員構成は途中段階となっています。」

○花山院委員 「文教くらし委員会委員長が入っていただくことはいいのですが、入学者選抜検討委員会のスケジュールが令和3年10月から令和5年3月までとなっています。文教くらし委員会委員長が代わってもその方が入っていただくのでしょうか。」

○吉田教育長 「議会の委員長が代われれば、当委員会の委員も代わって入っていただくことになります。」

○伊藤委員 「今までの変遷を見ていると、検討委員会が昭和57年に設置されて、次が、平成5年、平成15年、平成22年となっており、平成22年は特色選抜ですが、入学者選抜全体の検討は概ね10年ごとぐらいにあるのですか。」

○吉田教育長 「そうですね。一番の大きな改革は、文部科学省から複数の受検機会に関する通知が出たときに、前期後期入試という分割入試を導入したことで、それまでの入試は1回で実施していました。」

○花山院委員 「特色選抜が初めて導入されたのはいつ頃ですか。」

○伊藤委員 「平成17年ですね。目的は、受検機会を増やすということですね。」

議案及び議事内容

○吉田教育長 「特色選抜は全校実施と書いてありますが、部分実施はそれまでにありましたか。」

○山内学校教育課長 「分割選抜の時は、一部の学校から実施し、それを拡大していきました。それが特色選抜という位置付けで全校実施となりました。」

○伊藤委員 「一般選抜と特色選抜の定員の配分の仕方については変わってきているのですか。」

○吉田教育長 「学校によって異なりますが、専門学科の特色選抜の募集人員は定員の全部です。受検の複数機会というのは、特色選抜で専門学科の高校を受け、その結果不合格でも一般選抜で普通科の高校を受検できるということで、一つの学校に関して複数回受検できるという意味ではないです。」

○伊藤委員 「選抜方法の制度を変えると混乱が起こる可能性があります。」

○吉田教育長 「例えば、調査書について、奈良県では調査書の学習成績は2年生と3年生の成績を1:2の割合で算出していますが、他の都道府県は1年、2年、3年を対等に見ていたり、場合によっては3年生の成績だけを見ていたりします。調査書の取扱いにしてもいろいろあります。もし、1年生からの学習成績を見たとすると、中学1年生に上がった直後か、それ以前に発表する必要があります。そのため制度の変更を実施するのは、早くても3年後になり、時間がかかります。」

○伊藤委員 「いろいろ検討してもらう必要があります。」

○吉田教育長 「全国を見ると入試を1回に戻しているところもあります。例えば特色選抜と一般選抜を実施すると3週間から4週間近く在校生や教員に負担がかかります。千葉県は1回に戻したそうです。ただ単に入試を1回に戻すのか、推薦入試を導入するのか、いろいろな方法が考えられるので、そういったこともしっかり検討したいと考えています。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、3件目の令和4年度奈良県立高等学校入学者募集人員について、ご報告をお願いします。」

○山内学校教育課長 「令和4年度奈良県立高等学校入学者募集人員について、ご報告します。まず、開校又は学科の改編等についてですが、宇陀高校が適正化実施計画に伴い、次年度より開校いたします。また山辺高校は農業に関する学科を改編いたしまして、生物科学探究科と自立支援農業科の2つに分け、それぞれ20名の定員でスタートすることになります。

次に募集人員の基本的な考え方ですが、今年度の中学3年生の生徒が、公立の中学校において約200名弱増加いたします。一方、この年度から県立大学附属高等学校が開校し、その募集人員が200名ということです。つまり中学3年生の数が200名弱の増に対して県立大学附属高等学校の開校で定員枠が200増えるということを勘案いたしまして、県立の高等学校全日制といたしましては、昨年度の倍率も踏まえ、1クラスの減が適当ではないかと考えております。

各校の募集人員の変更した点についてですが、高円芸術、生駒、法隆寺国際高校につきましては暫定的に1クラスを2年間または1年間増やしました。教室の確保等の物理的な条件がこのままの定員では厳しいこととなりますので、令和4年から、この3校については、1クラス減を図

議案及び議事内容

ります。一方で、奈良、高田、郡山、畝傍高校の4校において1クラスの学級の定員を42名といたします。これにより、72人、約2クラス分が増となります。この結果、3クラス減、2クラス分の増で、合計マイナス1学級分として、本年度の全日制の募集人員を7,043人とさせていただきます。右側の欄、中ほどより下の定時制及び通信制課程に関しては変更はありません。

以上です。」

○吉田教育長 「中学校の卒業者が200名弱増えることに対し、県立大学附属高等学校の5クラス分が増えますので、県立高等学校の募集人員は昨年度と同じくらいにするか、若干減らすかという考え方になります。また、物理的に教室が無いということがあり、3つの学校で3学級を減らします。この減らした3学級に対して、今度はどのように増やすかという対応が必要です。今までなら、1クラス増やす学校を3校選ぼうという考え方でしたが、今回は倍率の高い学校でクラス数は変えずに募集人数を増やそうと考えました。1クラスを42人とするので9クラスの学校だったら2人×9クラス=18人の募集人員を増やします。文部科学省は42名を定員とすることに対して、恒常的にするという事は駄目ということですが、一時的な生徒数の増加の対処方法として実施するのは県の判断で良いとの回答をいただいております。今までなら、1校か2校のクラス数を増やす対応でしたがいかがでしょうか。」

○花山院委員 「単純な質問ですけど、1クラス42人という人数が良いか悪いか分かりません。昔はもっと多かった時があり、それが1クラスの人数を減らす方向で来ました。今の話はそれとは違う次元であり、筋の通った話なので理解できますが、文部科学省が永続的には駄目と言っているということは、今回は42人で実施して、来年は来年で、再来年は再来年で考えるという方向ということでしょうか。または、3年くらい42人で継続し、3年後の段階でやめるという方向を持っているのでしょうか。」

○吉田教育長 「中学校3年生の数はトレンドで減っていきませんが、少し増える時期があり、それが今、起こっています。ずっと減っていくときに42人の必要性はないと考えますが、少し増えるときに、こういう考え方をしました。これはクラス数を減らさないという考え方になります。南部地域の人数が減っていきませんが、学級数を減らすよりは1学級あたりの人数を減らすという考え方はできないだろうかと考えます。」

○花山院委員 「新しく柔軟な対応を始める初めての年ということですね。」

○吉田教育長 「1学級40人という目安があるので、増を分配するのはあまり良くないですが、減を分配することは可能性があります。」

○伊藤委員 「受検生の立場で考えると、現中学1年生が受検する時は無くなっているかもしれないと考えられます。定員を変えることに対して、教育委員会が人気校は増やす、逆に定員が割れているところは減らす、そのように数字を弾力的に変えることは問題がないのでしょうか。きっちりしておかないと、受検をする子の不信感や不安が出てくるかもしれないと思います。数合わせではなく、学校それぞれ特色がありますし、教育方針も合わせて盛り込まないと、単なる人気があるから数字増やしますという説明では、なかなか理解を得られないのではないかと思います。」

○吉田教育長 「人気校だけなら奈良高校と郡山高校の2つで増やせば良いということになります。そのように考えるのか、今回のように4校に分配して増やすのか、さらにもっと分配しよう

議案及び議事内容

かとも考えたのですが。」

○花山院委員 「テクニカルな部分もよく分かります。筋道というか、子どもたちのために行うという説明をせずに、テクニックを前面に出して説明すると、あまりよくないのではないでしょうか。」

○吉田教育長 「引っかかるのは、増やすというやり方で、1クラス40人を超えることを恒常的にしてはいけないという部分ですね。」

○伊藤委員 「文部科学省からは、1クラス40人という基準があり、それを守るようにとされているのでしょうか。」

○吉田教育長 「高等学校は、一時的な例外が認められています。」

○伊藤委員 「過去に1クラスの人数が1名増えたなどの事例はありますか。」

○吉田教育長 「2年生は選択科目の関係で1クラス45人もあり得ます。1クラス40名は高校はどこまで縛られるかという、絶対ではありません。」

○伊藤委員 「実施は来年だけでなく、3年間ぐらいですか。」

○吉田教育長 「そうですね。3年間ぐらいは実施するかもしれません。」

○花山院委員 「今まで1クラスの人数は、50人が45人、そして40人に減り、少人数の方が教育効果が高いということが暗黙のルールとなっていました。マスコミの記事において、今まで教育効果を上げるために1クラスの人数を減らしてきたのに、今回の募集人員で単に1クラスの人数を増やしたということだけになってしまわないか懸念されます。今のこの議論の考え方は正しいと思いますので、それがきちんと通じるようにしないといけません。このポリシーの表題は、子どもたちのために柔軟なことを取り入れるという表題がないと、今までの流れに逆らい、1クラスの人数を増やすのか、ということになってしまう。良い表題や良い説明で、子どもたちのためになるという理解がされる書き方になるようにしてもらいたいと考えます。」

○吉田教育長 「今後、中学校の卒業生数は減っていただけですか。」

○山内学校教育課長 「今回の入学者選抜と次回の入学者選抜は、ほぼ同じ人数です。それ以降は減っていきます。」

○吉田教育長 「増やす時にこのようにすると考えるということは、減らすときにもこういう考え方をしていくということになります。」

○伊藤委員 「2年間だけ増えて3年目に減るのだから、この制度は2年だけということでしょうか。」

○吉田教育長 「減らし方にもよります。40人減らすとなると、どこか1つの学校を選んで減らすのか、ある一定の学校を選んで例えば5人ずつ減らすという対応をしていく方が良いのか、教

議 案 及 び 議 事 内 容

員定数にも関わることです。」

○伊藤委員 「定員を42人にするのは倍率の高い学校ですね。」

○吉田教育長 「そうです。」

○伊藤委員 「結果を見ないと分かりませんが、定員を変えると倍率が変わるかもしれないですね。」

○吉田教育長 「ある学校に1クラス増やすと、中学校の進路指導が慎重になり倍率が下がることがあります。今回のような、なだらかなことをしたら、急激に倍率が増えたり落ちたりするようないことはないのではないかと考えています。」

○花山院委員 「子どもたちのためにやっていること、これは限定的な処置であること、逆に1クラス増やしたら混乱を招くおそれがあること、以上の説明でトレンドに反しないと考えます。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、次に4件目の文部科学省令和2年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果の概要について、ご報告をお願いします。」

○山内学校教育課長 「文部科学省令和2年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果の概要について、ご報告します。本日の資料は、国公立を合わせた数値です。次回以降、本県公立の調査を報告します。暴力行為については、これまでどおり全国平均より低い数値です。いじめの認知件数については、積極的な認知を進めることで、全国平均より高い数値となっています。『新型コロナウイルスの感染回避による長期欠席』は、令和2年度調査において、長期欠席の理由に新しく追加されたものです。中学校では全国と同レベル、小学校では少ない、高等学校では多いという結果となりました。『不登校』については、全国、奈良県とも増加傾向にあります。新たに今年から資料の中に、『年間出席日数10日以下の児童生徒数』を記載しています。特にこの生徒たちへの学習支援の在り方について検討していきます。『中途退学』は例年どおりの傾向です。
以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、その他報告事項1から4について、承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「その他報告事項については承認いたします。」

報告事項1 高等学校廃止処分取消等請求事件の最高裁決定について

○吉田教育長 「報告事項1『高等学校廃止処分取消等請求事件の最高裁決定』について、ご報

議 案 及 び 議 事 内 容

告をお願いします。」

○香河教育次長 「高等学校廃止処分取消等請求事件の最高裁決定について、資料はございませんので、口頭でご報告します。

平成31年4月に平城高校の当時2年生の生徒らが『条例の制定をもってした平城高校の廃止処分の取消し』と『平城高校を廃止の対象としたこと及び廃止の方針が事前に示されなかったことに伴う損害賠償』、この2点を求めて訴訟を提起しました。

一審の判決では、損害賠償の一部を認め、一人あたり11万円の支払いを命ずるとされましたが、原告、被告とも控訴をいたしました。今年3月の控訴審判決におきましては、一審の県敗訴部分が取り消され、高校廃止処分の取消請求は却下、損害賠償請求は棄却となりましたが、これを不服とした原告らが最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行っておりました。

9月30日付けで最高裁が原告の上告棄却及び上告受理申立ての不受理の決定を行い、その結果、県勝訴の二審判決が確定しました。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「報告事項1については承認いたします。」

非公開議案

議決事項1 奈良県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正について

議決事項2 奈良県立高等学校総合寄宿舎条例の一部改正について

非公開にて審議

○吉田教育長 「それでは、議案の審議が終了したと認められますので、委員の皆様にお諮りします。本日の委員会を閉会することとしては、いかがでしょうか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「委員の皆様のご議決を得ましたので、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。」